

国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学男女共同参画に関する規程

平成21年7月21日
規程第 3 号

(目的)

第1条 この規程は、国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学(以下「本学」という。)における男女共同参画の推進に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(男女共同参画の推進)

第2条 本学は、奈良先端科学技術大学院大学学則(平成16年学則第1号)第1条に規定する目的の達成に向け、将来にわたって最先端の研究の推進及びその成果に基づく高度な教育を継続するには、性別等の属性に関わらず本学の構成員及び学生の可能性及び多様性を尊重するとともに、ワークライフバランスの実現が重要との認識の下、男女共同参画を推進するものとする。

(男女共同参画室)

第3条 本学における男女共同参画を推進するため、学長の下に男女共同参画室(以下「参画室」という。)を置く。

(役職員及び学生の協力)

第4条 本学の役員及び職員並びに学生は、参画室に協力し、男女共同参画の推進に努めるものとする。

(業務)

第5条 参画室は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 男女共同参画の推進のための具体的方策の計画及び実施に関すること。
- (2) 男女共同参画に関する調査及び分析に関すること。
- (3) その他男女共同参画の推進に関すること。

(組織)

第6条 参画室は、次に掲げる室員で組織する。

- (1) 男女共同参画担当理事
- (2) 総務担当理事
- (3) 各領域長
- (4) 保健管理センター所長
- (5) 企画総務課長
- (6) エデュケーション・アドミニストレーター(男女共同参画担当)
- (7) その他学長が指名する職員

- 2 前項第7号の室員の任期は、2年とし、再任されることができる。ただし、室員の任期は、当該室員を指名する学長の任期の範囲内とする。

(室長及び室長補佐)

第7条 参画室に室長及び室長補佐を置き、それぞれ次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 室長 前条第1項第1号又は第2号の室員のうちから学長が指名するもの
- (2) 室長補佐 前条第1項第6号の室員
- 2 室長は、参画室の業務を総括する。
- 3 室長補佐は、室長を補佐する。

(プロジェクトチーム)

第8条 男女共同参画の推進のための実施案の策定、提案等を行うため、参画室に次に掲げるプロジェクトチームを置くことができる。

- (1) 制度・支援プロジェクトチーム
- (2) 啓発・広報プロジェクトチーム
- 2 前項に定めるほか、必要に応じて参画室にプロジェクトチームを置くことができる。
- 3 プロジェクトチームは、次に掲げる者で組織する。
 - (1) 室長が必要と認める室員
 - (2) その他室長が必要と認める者

(相談窓口)

第9条 本学における男女共同参画の推進及びワークライフバランス実現のための相談及び情報提供を行うため、参画室に相談窓口を置く。

- 2 相談窓口は、次に掲げる者で運営する。
 - (1) 室長が必要と認める室員
 - (2) その他室長が必要と認める者

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、本学における男女共同参画の推進に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成21年9月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年8月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年12月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。